

■高浜町の海岸を守り育てる条例

(目的)

第1条 この条例は、東西に長く広がる白砂青松の海岸を有する地域的な特性を鑑み町内各海水浴場開設期間中は元より年間を通じて安全で安心して高浜町内海水浴場等を利用するため、事業者、関係団体及び利用者の責務を明らかにして、高浜町の海岸を守り育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高浜町内海水浴場等 各海水浴場開設者が福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号)により開設する海水浴場及び町内の海岸線一体の区域をいう。

(2) 事業者 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、各海岸において浜茶屋の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。

(3) 関係団体 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、陸上・海上を含む区域において関係する団体をいう。

(4) 利用者 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、海上を含む町内の海岸を利用するすべての者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等における関係機関及び関係団体との協議により定めた「若狭高浜海のルール」(以下「ルール」という。)を遵守するとともに、関係団体が実施する施策に協力しなければならない。

(関係団体の責務)

第4条 関係団体は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において、管理運営及び安全確保に努めなければならない。

2 関係団体は、事業者及び利用者と情報交換を図りながら、意識の啓発及びルールを周知し高浜町内海水浴場等がより安全で安心な区域となるよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において他の利用者とお互いに妨げにならないよう配慮しつつ利用するとともに自ら美化その他環境保全に努めながらルールを遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 町長は、3条、4条及び5条の規定に違反したものについて、必要な指導及び勧告することができる。

2 町長は、前項で実施した指導及び勧告に従わないときは、是正のための必要な措置を講じることができる。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

■高浜町キャンプ禁止区域に関する条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において「キャンプ」とは、テントその他簡易な宿泊の用に供することができる用具を用いて行う野営(旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用を受ける施設を利用するものを除く。)という。

(キャンプの禁止及び制止)

第8条 キャンプ禁止区域内においては、何人もキャンプを行つてはならない。ただし、公務上の必要その他特別の理由によりあらかじめ町長の許可を受けたものについては、この限りでない。

2 町長が指定した職員(以下「関係職員」という。)は、キャンプ禁止区域内においてキャンプを行つている者があるときは、その者にキャンプをやめるよう指示することができる。

3 関係職員は、前項の指示をするときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

(罰則)

第9条 前条第2項の規定による関係職員の指示に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

■福井県遊泳者の事故防止に関する条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 海等海およびこれに接続する岸をいう。

(2) 海水浴場海等において遊泳しようとする者の利便に供するための休憩所、更衣所、シャワー所等(以下「海水浴場施設」という。)が設けられること等により、公衆が遊泳のために利用することができるものとして環境が整備された当該海等の特定の区域をいう。

(3) 遊泳者 海水浴場において遊泳している者をいう。

(4) 遊泳場 海水浴場のうち、公衆の遊泳に適する区域として当該海水浴場の開設者が区画した区域をいう。

(5) 遊泳者保護区域 第10条第1項の規定により指定された区域をいう。

(6) 船舶水上輸送の用に供する動力船(機関を用いて推進する船をいう。)および帆船(帆を用いて推進する船をいう。)をいう。

(7) プレジャーボート 船舶のうち、スポーツまたはレクリエーションの用に供するモーターボート、水上オートバイ、ヨット、セールボードその他これらに類するものをいう。

(遊泳上の遵守事項)

第9条 何人も、海水浴場において、第5条第1項第2号の遵守事項を守り、自ら水難事故の防止に努めなければならない。

第3章 遊泳者保護区域

(遊泳者保護区域の指定)

第10条 公安委員会は、海水浴場に船舶が航行し、遊泳者と船舶との混在が生じるおそれがあり、または生じているため、遊泳者と船舶との衝突等により遊泳者が受けける危害を防止する必要があると認めるときは、期間を限って、当該海水浴場のうち特定の区域を遊泳者保護区域として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による遊泳者保護区域の指定に当たっては、海水浴場開設者および関係市町長の意見を聴かなければならない。

(遊泳者保護区域における禁止行為)

第15条 何人も、遊泳者保護区域において船舶を航行させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 水難事故発生時において救助に従事する場合

(2) 海水浴場開設者が当該海水浴場における水難事故を防止するため必要な場合

(3) 国または地方公共団体が水難事故の防止、海等の管理その他行政目的を達成するため必要な場合

(4) 次条第1項の許可を受けた場合

2 警察官は、前項の規定に違反している者に対し、当該違反行為を中止することを指示することができる。

(罰則)

第20条 第3条第1項もしくは第四条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項の規定による通知を受けずに同条第二項の規定による表示をした者

(2) 第7条第1項または第2項の規定による公安委員会の指示に従わなかつた者

(3) 第15条第2項の規定による警察官の指示に従わなかつた者

(4) 第16条第1項の許可を受けないで催物を開催し、または同項の許可を受けるため虚偽の申請をした者

(5) 第16条第4項の規定により許可に付された条件に違反して催物を開催した者

3 第8条第2項の規定による警察官の指示に従わなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

若狭高浜の海に ブルーフラッグを立てよう

2014年版

ブルーフラッグの認証基準（要約）

■ 1. 環境教育活動と情報提供

- 【基準 1】海水浴場に掲示板を設置して、ブルーフラッグの情報を掲示している
- 【基準 2】環境教育のプログラムが 5つ以上あり、利用者に提供している
- 【基準 3】定期的に水質を検査して、最新の情報を掲示している
- 【基準 4】地域の生態系や自然環境に関する情報を掲示している
- 【基準 5】海水浴場の区域や施設の場所を示す、わかりやすい地図がある
- 【基準 6】利用者が守るべきルールや管理上の規則が決められ、公開されている

■ 2. 水質

- 【基準 7】決められた方法で、海水浴期間中に 5回以上水質調査を行っている
- 【基準 8】水質の分析は、決められた方法で行っている
- 【基準 9】海水浴場に、産業排水や下水の影響がない
- 【基準 10】海水中の細菌の量が、基準値以下である
- 【基準 11】海表面に油膜や浮遊物がなく、色や濁りなどの異常がない

■ 3. 環境マネジメント

- 【基準 12】海水浴場の管理者を含む関係者が参加する「管理委員会」がある
- 【基準 13】関係する法律や規制を全て守っている
- 【基準 14】近くに自然保護区域がある場合は、配慮する
- 【基準 15】海水浴場と、その周辺が清潔である
- 【基準 16】藻類など生態系の保護に配慮している
- 【基準 17】十分な数のゴミ箱が設置され、定期的に管理されている
- 【基準 18】地域のルールに沿って、ゴミをリサイクルする施設がある
- 【基準 19】十分な数のトイレや洗面所がある。
- 【基準 20】トイレや洗面所は、清潔で環境に配慮した製品を使っている
- 【基準 21】トイレなどからの排水は、下水処理されている
- 【基準 22】無許可のキャンプや車両の進入、不法投棄が禁止されている
- 【基準 23】犬などのペットの連れ込みを厳しく管理している
- 【基準 24】海水浴場の建物や設備が、適切に維持管理されている
- 【基準 25】近くにサンゴ礁がある場合は、監視している
- 【基準 26】交通管理計画を作り、徒歩や自転車等による利用を推奨している

■ 4. 安全とサービス

- 【基準 27】十分な数の監視員が配置され、救命器具等の設備がある
- 【基準 28】救急設備がある
- 【基準 29】災害や事故などで海が汚染されたときの緊急対策計画がある
- 【基準 30】様々な利用者のすみ分けが管理できている
- 【基準 31】海水浴場には警備員が居り、通路が安全である
- 【基準 32】飲料水が供給されている
- 【基準 33】身体障がい者向けの施設や設備がある

例えば、
一人ひとりで
取り組めること

1. 環境教育活動と情報提供

- 体験 / 自然観察などの環境教育プログラムを実施する。参加する。
- 環境教育について勉強したり講習会に参加し、インストラクターの資格を取る。
- 体験 / 自然観察などの環境教育プログラムを、地域活動や学校教育にも広げる。
- 地域の生態系に関する自分の知識や経験を、海の環境保全や教育活動に活かす。
- 海水浴場にある情報板の管理を手伝う。
- 我が家の軒先や店先にパンフレットや地図を置くなど、情報発信に協力する。

1

3. 環境マネジメント

- 管理委員会が行う「密漁パトロール」や「海岸清掃」に参加する。
- 法律や条例、地元のルールを守って海を利用する。
- 海岸清掃に参加する。
- イベントなどで海岸が汚れたときには、清掃に協力する。
- 浜の環境を著しく汚す行為には、参加しない。協力しない。
- ゴミを捨てる際には、分別ルールを守ってリサイクルに協力する。
- トイレや洗面所は、できる限り清潔に使う。
- ボートや機材を浜に放置するなど、浜を不法に占有しない。
- 不法投棄をしない。
- 海水浴期間中は、ペットはできるだけ浜に連れて行かない。
- 海から見える建物や設備は、維持管理して景観に配慮する。
- 海水浴場周辺で車を運転するときは、歩行者や自転車に特に配慮する。

3

2. 水質

- 水質を守るために、海岸などの清掃に協力する。
- 海にゴミなどが流れこまないよう、川や山、街なかの清掃に協力する。
- 海や川、道路に、タバコの吸い殻やごみをポイ捨てしない。

2

4. 安全とサービス

- 海に近づくときは、監視員やライフセーバーの助言に従う。
- 救急設備など、海岸の設備は大切に扱う。
- 水上バイクやサーフィンなどを楽しむ際には、遊泳区域には絶対に入らない。
- イベント等を行うときには、まわりに迷惑をかけたり、環境に悪影響を与えないよう配慮する。
- 海岸の通路には、通行の妨げになるような物は置かない。
- 体の不自由な方が援助を求めているときは、協力する。
- 障がい車用の駐車場区画の円滑な運用に協力する。

4